

令和6年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R6. 7. 3	R6. 7. 17	住民監査請求の案件（取下げ、却下のものを含まず。）（2024年3月以降の案件）が1以上記載された、案件リスト（管理簿等、名称は問いません。）の一切（※その1以上記載された案件リストが、月単位やジャンル単位で分類されて複数ある可能性を考慮し「一切」としています。）				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
2	R6. 7. 12	R6. 7. 26	結果通知日が令和 5 年 7 月 2 7 日である住民監査請求案件についての、(1)監査不実施とする東京都側決裁、(2)結果通知をする東京都側決裁、のいずれか1以上に該当する決裁に係る、決裁文書				1											当該公文書は、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条第 3 号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、及び同条第 6 号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局総務課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について